

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

古平町長

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	・住民からの申請に基づき、固定資産税情報から各証明書を発行する。 ＜土地＞ ①法務局からの登記済通知書に基づき土地台帳を更新する。 ②更新した土地台帳情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 ③②で作成した電子データを電算システム・地番図システムに取り込む。 ④賦課に必要な情報(戸籍情報・農地転用情報等)を照会取得し課税データに反映させる。 ⑤住民等から減免・非課税申請を受付・登録する。 ⑥納税通知書作成の委託先に課税情報(紙ベース)を渡す。 ⑦納税通知書を住民等に送付する。 ⑧賦課情報に基づき、各種証明書等を交付する。 ＜家屋＞ ①住民・企業からの申し出、法務局、建築確認、各自治体から家屋情報を取得する。 ②取得したデータを基に現地確認を行い、その情報を家屋評価システムに入力、電子データ化する。 ③賦課に必要な情報(住所・氏名等)を照会し取得する。 ④住民登録のないものの情報を住基ネット経由で取得する。 ⑤②～④で作成・取得したデータを固定資産税システムに取り込む。 ⑥賦課情報を作成する。 ⑦他税賦課のため、必要に応じて、他自治体に賦課情報を提供する。 ⑧税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する。 ⑨課税決定者に税額を通知する。 ⑩作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。 ⑪賦課情報に基づき、申請に応じて各証明書を発行する。 ＜償却資産＞ ①申告書作成の委託先に償却資産課税台帳の情報を提供する。 ②申告書を償却資産の所有者に送付する。 ③所有者から申告情報を取得する。 ④取得した申告情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 ⑤④で作成した電子データを固定資産税システムに取り込む。 ⑥住民登録がない者の情報を住基ネット経由で取得する。 ⑦賦課情報を作成する。 ⑧納税通知書作成の委託先に賦課情報を提供する。 ⑨納税義務者へ税額を通知する。 ⑩国税庁から所得税・法人税の申告資料を取得する。 ⑪賦課情報に基づき、申請に応じて各証明書を発行する。
③システムの名称	(1)固定資産税システム (2)統合宛名システム (3)中間サーバー (4)地方税電子申告支援サービス

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)固定資産税ファイル
(2)収納管理ファイル
(3)歳入管理ファイル
(4)団体内統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1号 別表 第24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条 表48項 (情報提供は実施しない)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課税務係
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人でのダブルチェックを行い、リスク対策を行っている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権を必要に応じて付与・解除している。 ・事務取扱者への研修、セキュリティ研修を毎年実施している。		

変更箇所

[illegible]